

所持許可失効者に対する銃砲等の取扱いについて（例規）

（制定：令和４年３月15日 生企・生環第８号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第８条第１項第８号に規定する許可の期間が満了した場合における当該銃砲又はクロスボウ（以下「銃砲等」という。）については、次のとおり取り扱うこととしたから、運用に誤りのないようになされたい。

なお、「所持許可失効者に対する銃砲の取扱いについて（例規）」（昭和57年保第21号）は、廃止する。

記

第１ 許可が失効した日から起算して50日を経過していない銃砲等の取扱い

- １ 所持許可を受けていた者が再び所持許可を希望するときは、当該銃砲等に対する所持許可が必要であることを指導し、許可に必要な手続を行わせること。
- ２ 所持許可を受けていた者が所持を希望せず、譲渡、贈与、返還等の意思表示をしたときは、次によること。
 - （１） 猟銃等販売事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者又はクロスボウ販売事業者に譲渡を希望するときは、譲渡承諾書の作成等必要な手続を行うよう指導すること。
 - （２） （１）以外の者に対し、譲渡、贈与、返還等を希望するときは、譲渡、贈与、返還等を受けようとする者が当該銃砲等の所持許可申請手続を行う必要があることを指導すること。
- ３ １及び２の（２）により所持許可申請中に失効の日から起算して50日を経過した場合又は法定の欠格基準に該当するときは、当該銃砲等を仮領置すること。

第２ 許可が失効した日から起算して50日を経過した銃砲等の取扱い

- １ 故意の立証ができない限り、直ちに不法所持とすることは妥当でないので、原則として仮領置すること。
- ２ 失効後50日以内に法第８条第６項に規定する措置について指導を行ったにもかかわらず当該期間内にその措置を執らなかった者については、不法所持として立件することを検討し、当該銃砲等については、証拠品として任意提出を求めること。

第３ 仮領置中に係る銃砲等の返還申請に対する取扱い

法第８条第８項の規定に基づく返還申請があったときは、次の１から４のうち該当する措置を執った上、仮領置書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）別記様式第38号）と引換えに当該銃砲等を返還し、かつ、受領書（施行規則別記様式第40号）を徴すること。

- １ 返還申請者が当該銃砲等の許可を受けていた者であるときは、新たに交付を受けた所持許可証を確認すること。
- ２ 返還申請者が当該銃砲等を相続により取得した者であるときは、相続により取得したことを証明する書面を添付させるとともに所持許可証を確認すること。
- ３ 返還申請者が当該銃砲等の許可を受けていた者又は相続により取得した者から譲渡、

贈与、返還等を受けた者であるときは、当該銃砲等の許可を受けていた者又は相続により取得した者から譲渡、贈与、返還等を受けたことを証明する書面を添付させるとともに所持許可証を確認すること。

- 4 返還申請者が猟銃等販売事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者又はクロスボウ販売事業者であるときは、当該銃砲等の許可を受けていた者又は相続により取得した者から譲渡、贈与等を受けたことを証明する書面を添付させること。

第4 仮領置中に係る銃砲等の廃棄処分依頼に対する取扱い

- 1 仮領置中に係る銃砲等について、提出者が廃棄処分を希望するときは、提出者に当該銃砲等の所有権を放棄することを確認した上、仮領置書と引換えに当該銃砲等を返還するとともに、直ちに当該銃砲等及び廃棄処分依頼書（銃砲刀剣類所持等取締法取扱規程（平成21年和歌山県警察本部訓令第21号。以下「規程」という。）別記様式第17号）の提出を受けること。
- 2 1に係る銃砲等の廃棄処分については、規程第55条第2項の規定を準用して処理すること。

第5 取扱い上の留意事項

- 1 所持許可が失効したものについては、法第8条の規定に基づく所持許可証の返納（抹消）の手続を行わせるとともに、失効の日から起算して50日以内に第1の1又は2の指導を行うこと。
- 2 銃砲等の仮領置に当たっては、確実に仮領置書を交付することとし、意に反する廃棄を強いることのないように留意すること。
- 3 不法所持として立件送致するためには、許可が失効していることを知りながら、あえて銃砲等を所持していた場合等であって、原則として失効後50日以内に警察が法定の措置を執るべきことを指導していることが成立要件となっているので注意すること。